

平成26年 第1回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 平成26年2月6日(木) 午後2時02分～午後3時28分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 委員長 滝内 秀昭
4. 委員の出席 滝内 秀昭 川畑 徹朗 廣山 義章 小林 万理子 木下 誠
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席
- | | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 教育長 | 木下 誠 | 学校指導課長 | 春名 潤一 |
| 管理部長 | 谷澤 伸二 | 学校改革・学事課 | 大村 寿一 |
| 学校教育部長 | 太田 洋子 | 保健体育課長 | 早崎 潤 |
| 生涯学習部長 | 田中 裕之 | 学校給食センター所長 | 松浦 洋一 |
| 教育長付参事 | 村上 雄一 | スポーツ振興課長 | 谷 泰史 |
| 教育長付参事 | 堀口 明伸 | 公民館長 | 池田 真美 |
| 教育長付参事 | 大西 俊己 | 博物館長 | 亀田 浩 |
| 学校教育室長 | 峰松 誠治 | 生涯学習部主幹 | 善入美津治 |
| 総合教育センター所長 | 江原 礼子 | 人権教育担当主幹 | 松山 和久 |
| 学校教育部副参事 | 村上 順一 | 施設課副主幹 | 宮木 哲男 |
| 生涯学習部副参事 | 小長谷正治 | 少年愛護センター主査 | 米田 博一 |
| 人権教育室長 | 大野 浩史 | 教育総務課長 | 中井 秀典 |
| 職員課長 | 升井 竜雄 | 教育総務課副主幹 | 乾 義昭 |
| 教育施策企画担当主幹 | 花光 潤一 | 教育総務課 | 山本 逸美 |

8. 議 事

(1) 開会宣言 滝内委員長(午後2時02分)

(2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 報告第1号の承認 |
| 日程第 2 | 議案第6号の審議 |
| 日程第 3 | 議案第7号の審議 |
| 日程第 4 | 議案第8号の審議 |
| 日程第 5 | 議案第9号の審議 |
| 日程第 6 | 議案第10号の審議 |

滝内委員長から「議案第10号は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条6項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。
議案第10号は非公開の秘密会となる。

(3) 報告第1号の承認（日程第1）

滝内委員長より「報告第1号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」のうち、「専決第1号 平成25年度第4回教育関係費補正予算要求の申出について」及び「専決第2号 平成26年度教育関係費当初予算要求の申出について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「専決第1号につきましては、平成25年度第4回教育関係費補正予算要求を市長に申し出ることについて、専決第2号につきましては、平成26年度教育関係費当初予算要求を市長に申し出ることについて、緊急を要したので専決処分により処理したものです」との説明がなされ、専決第1号及び専決第2号について管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「報告第1号」の「専決第1号及び専決第2号」を原案のとおり承認。

質疑応答

木下教育長 専決第2号について補足説明。いじめ防止対策推進法施行にもとづき、条例により、3つの機関を設置することについて、参考資料の施策イメージを見ていただくとよくわかるのだが、伊丹市教育委員会と伊丹市長が、審議会や連絡協議会、調査委員会を設け、総がかりで対応するものである。

まず、図の右上にある「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」とは伊丹市青少年問題協議会の中のいじめ部会がベースになっている。現在のメンバーをベースとし、学校、市教委、子どもセンター、法務局、警察、市長部局等を加えたメンバーで、2月から要綱整備を行い、3月に決定し、4月から発足しようとしている。

教育委員会が設置するものは、図の中央に書かれている「伊丹市いじめ防止等対策審議会」である。これは、いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会の附属機関。構成メンバーは学識経験者、いじめに造詣が深い大学教授、医師、弁護士、或いは臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家。これまでも重大事案が起こるたびに、教育委員会の隠蔽体質が指摘されてきたが、公平性が保てるような審議会を設けるものである。推進法28条に係る、重大事案が起きたときの組織としての役割も兼ねる。

「伊丹市いじめ調査委員会」は市長部局で設けるもので、常設ではなく、重大事案が起きたとき、すぐに機能できるようメンバーを決めておく。

この3つの組織を1本の設置条例で作りに上げていく。さらに、教育委員会では基本方針を作り、学校では、義務化された学校いじめ防止等基本方針と、いじめ防止等の対策のための組織を作る。市を挙げて総がか

りでいじめに対応していく。

滝内委員長 今回、予算で一般財源の50万9千円があげられているが、この費用は人件費、報償費等なのか。

谷澤部長 委員報酬として50万円、需用費として9千円、合計50万9千円です。

木下教育長 それは図の中央にある「伊丹市いじめ防止等対策審議会」を開催する際の報酬。

谷澤部長 この審議会については、別途、議案第7号の設置条例の中に構成メンバー等が記載されているので、その中で説明させていただく。

木下教育長 「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」の予算は市長部局で計上されると思えばいいのか。

堀口部長 いじめ防止対策に係る一連の事業について、市長部局の中で受け皿になるのはこども未来部で、この連絡協議会については事務局費で計上する。ただ、この連絡協議会は、原則、行政機関、関係者の連絡、調整の場を担う連絡会なので、特段の報償費なり、報酬を支払って集まっていたことは考えていない。実質的な会議の費用は予算計上させていただくが、人件費的な予算は伴わないと考えている。

木下教育長 専決第2号参考資料の伊丹市学校支援地域本部事業（土曜学習）は、今年が目玉の事業。一番下に図でまとめているが、学校、家庭、地域をあげて、子どもたちの豊かな学びや人間性、学力を向上していこうというもの。その1つが、今までは社会教育課に拠点を置き、コーディネーター2人が小学校と中学校と合わせて、25校に対してボランティアを派遣し事業を行っていたが、今年からこれを2本立てにする。

1つは、社会教育課にコーディネーターを置く従来型のもので、小学校8校、中学校4校と特別支援学校1校の13校を対象とした事業。これが50万5千円。

もう1つが、新たな取組として、東中学校、天王寺川中学校、荒牧中学校、松崎中学校の4つの中学校区ごとにコーディネーターを置き、校区ごとに人材を派遣しながら学校支援をしていく。これが、49万9千円なので、足して約100万円になる。

また、今まで、子どもサポーター派遣事業として平日、土曜日を含めて教員を目指す大学生が、児童生徒の学校生活の支援をしているが、その派遣事業の一部を土曜日に回して、94万6千円の費用で、土曜日学習の支援をしていこうと考えている。土曜日の教育活動を充実させて、主に学力の向上等をしっかり支援していきたい。

この2つの事業を合わせた学校支援地域本部事業と、6月補正になる

が、文科省が新規事業として概算要求段階で18億円、最終的に13億円の予算をかけて教育支援事業を実施しようとしているので、それに手をあげている。結果はまだでていないが、できればそちらに移行したいと考えている。これは今年度の教育委員会の大きな目玉事業なので知っておいて頂きたい。

木下教育長

体力について補足。前回協議会等で全国体力テストの結果を報告してきたが、中学校は8種目中6種目が上まわっていたが、小学校は8種目中7種目が全国平均より低かった。そのことに対する対策で、この53万6千円をどのようなことに使っていくのかということ、主に下の図の(3)スポーツバッジ認定事業。中学校では行っているものを小学校にも広げていくというもので、53万6千円のうち40万5千円をかける。あと、(2)の研修会に講師の先生にきていただく講師謝礼。それを合わせて53万6千円。これについては、なぜ小学生の体力が低かったのかということをきっちりと分析して対策を講じていかなければならないと思っている。

川畑委員

分析は進んでいるのか。

太田部長

推進プランのために分析の会議をしている。明日の会議でほぼ固まるので次回お示しする。

川畑委員

先日の「教育委員と話そう」で、同じ地域の子どもが、小学校でできなくて中学校でできるのは、何か指導法に問題があるのだろうという話がでたが、そういうところをきっちりとやらしてもらわなければならない。

木下教育長

私は誤った平等感が根底にあるのではないかと思う。やはり、教育は一人、一人の良さを伸ばすということで、体育に優れている者は体育を伸ばす、学力に優れている者には学力を伸ばすという良さを見つけて伸ばしていく教育でなければいけない。例えば特別支援学級の児童がいるから、それに配慮してバッジを与えることに不賛成だというのは、辻褄が合わない。

廣山委員

長年進まなかったものがこうしてはっきりとしていれば進めやすい。

木下教育長

これはいろんなところで繰り返し、繰り返し、言い続けようと思っている。学力も言い続けていて段々成果が現れてきたので言い続けようと思う。

滝内委員長

事業が実施に向けて進んで行くのがご理解いただけたと思う。

(4) 議案第6号の審議（日程第2）

滝内委員長より「議案第6号 伊丹市教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例

の制定の同意について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「伊丹市教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について市長から意見を求められましたので教育委員会として同意することについて議決を求めるものです」との説明がなされ管理部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第6号」を原案のとおり可決。

質疑応答

廣山委員 　　ぜひ進めていただきたい。これはうまくいくと強いものになる。金なくして教育は語れない。非常に大事なことで、お金がないと教育はできないので、ふるさと寄附金とこの基金を活用して、大々的にやっていくことには非常に賛成。

(5) 議案第7号の審議（日程第3）

滝内委員長より「議案第7号 伊丹市いじめ防止等対策審議会条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「いじめ防止対策推進法に基づき、伊丹市いじめ防止等対策審議会条例の制定を市長に申し出ようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第7号」を原案のとおり可決。

質疑応答

木下教育長 　　このチャート図を広げていただきたい。これを見ると上の部分に4つの枠があり、まず、防止等に係る基本的な方針と書いてあるが、これは事務局で作る基本方針で、市民参画でパブリックコメントを取り、実行的なものとして毎年見直していくことになっているので、条例制定をしない。その下の3つの協議会、審議会、委員会については、第三者機関を設けるときには条例をもって設置するという決まりがあるので、中央の白抜きに書いてあるような設置に関する条例でこの3つを作成する。これは議会の承認が必要なので、非常にタイトなスケジュールになっているが、3月議会にかけ3月28日に議決をいただき条例を公布し、4月1日より施行するという段取りになっている。

滝内委員長 　　いじめ防止対策推進法に基づく施策が、昨年の事案によって出て、当然、他市も同様な動きがあると思う。他市にも条例化の動きはあるのか、また、同様の構成になっているのか。

春名課長 　　近隣の7市1町についてのみ情報を把握しているが、三田市は昨年度発生した中学生の事件を契機に、生徒指導上の問題のための協議会を設けており、それを今回の審議会に活用し、また、基本方針についてもあ

る程度のものを定める方針。その他の市に関してはパブリックコメントを取らず基本方針を出し、それ以外の附属機関については、条例化して設けることを今のところ考えていないということ。基本的には今年度内にはそういったことの作成は行われない。

木下教育長

先週、阪神7市1町教育長協議会があり、このことが協議の焦点になった。課長が申し上げた通りだが、伊丹市が一番進んでいる。他市では教育委員会と市長部局でどちらがするかが問題となっている。伊丹市の場合、こども未来部や法制課、学校教育室が一緒になって、一本化した条例や、基本方針を作ることができている。基本的な方針については、パブリックコメントを取るということで、参画と協働という姿勢がある。このチャート図を会議で示したところ、他市からは、「非常に参考になる。」「見本にさせていただく。」という意見が多かった。4段目の「伊丹市いじめ調査委員会」は重大事案が起きたときに市長部局で設けるものだが、伊丹市は初めからメンバーを決めているのに対し、三田市では重大事案が起きてから。三田市と伊丹市はそこが違う。

滝内委員長

条例まで制定するというのは、オープンにして適正な審議をするということになるので、まず調査、研究してここまで段取りしてもらったことに感謝している。

廣山委員

非常にありがたいこと。後追い後追いになって、問題が発生してから何か対処するのでは、問題の捉え方にしても非常に浅薄な意味合い、或いは隠蔽的な意味合いになってしまう。「伊丹市いじめ調査委員会」などというのはその時に作っても意味がない。メンバーとなる人たちが心得ていて、いざ出動ということになれば、大いに知恵を貸していただける。そのような準備を整えて、この問題に対処していくのは非常にありがたいこと。是非、この条例化がうまく実るようお願いする。

川畑委員

私もこうしたことを研究しているので、各地の取組状況も聞いている。例えば、姫路市であれば、学校いじめ防止等基本方針が3月までに間に合わないという状況の中で、伊丹市は非常によく進んでいると思う。これから学校いじめ防止等基本方針がそれぞれの学校で作られると思うが、そのときに法律にも書いてあるが、保護者の意見等も十分に取り入れ、子どもたちが色々ないじめ対策活動に積極的、主体的に係るという仕組みを各学校が作ってほしいし、留意してほしい。また、出来た基本方針は、法律にもうたわれているように、学校のホームページに掲載していただきたい。この前、新潟でそのことを申し上げたが学校のホームページさえなかった。法律の中でホームページ等と明記されているので、是非掲載してほしい。これは最初からいいものを作ることではな

く、徐々に改善していく、PDCA サイクルを上手く活用して毎年バージョンアップさせていくという考え方で臨まればいいのかと思う。

太田部長

今週の月曜日に、この策定をされた兵庫教育大学の新井先生にお越しいただき、各校から必ず管理職2名程度参加してもらい、国の基本方針がどういう経緯や思いで作られたかということや、保護者や子どもの意見を入れること、ホームページで公開することも全部説明していただいたので、その方向で公開を考えている。私たちとしては、集めた情報を学校と一緒に調べて、助言する形で改善の支援をしていきたいと考えている。

小林委員

ここでもパブリックコメントを求めているというが、ホームページを見てもなかなか辿りつけないことがある。可能であれば各学校のホームページには、出来上がってから載せるのではなく、パブリックコメントを募集する段階で、学校のホームページからパブリックコメントに入っていけるようにしてもらえれば、学校の問題や学校にも相談できないようなことも拾えるのではないか。可能であれば検討してもらいたい。

木下教育長

少し説明すると、一番上にある「地域基本方針」は市教委が作るもので、下にある「学校いじめ防止等基本方針」は、学校が作るもの。上の「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の作成は、努力義務。下の学校いじめ防止等基本方針は、作ることを義務化されており、学校は必ず作らなければならないもの。作成する以上、実効性のあるものにしたという思いから、国のいじめ防止対策推進法を策定した新井教授に、その狙いや、思いを語ってもらうという形式で、管理職を対象に研修を実施した。そして、基本方針は、担当者だけで作るのではなく、子どもの意見や、保護者の意見、いろいろな立場の人に参画してもらって作ることで、問題行動等いろいろなことに役に立つものとなる。また、始めから、いいものがすぐに来るとは思わないので、繰り返し、見直しをしていかなければならない。PDCA サイクルを回し、計画に合ったものができているかチェックをし、改善を加えていくことが大事。その2つを管理職には強く申し上げたい。

滝内委員長

教育長が常々、全ての子どもにいじめが起こる可能性があると言われていることから、学校ホームページに載せられるのであれば、行政機関と学校が行う施策の当面のスケジュールを示した『伊丹市におけるいじめ防止対策推進法に基づく主な施策』の紙面内容を貼り付けて見ていただけるように作っていただければ市のホームページにわざわざ行かなくても行政側と学校側の動きが非常にわかると思うので、一度検討してもらえたらありがたい。非常によくわかる図を作ってください感謝して

いる。しかも努力義務なのに伊丹市はここまで進んでいる。保護者も含めて説明はあったと思うが、学校はおそらくなぜ今、こういう方針を作っているのかということがこれで理解していただけたと思うので検討をお願いします。

(6) 議案第8号の審議（日程第4）

滝内委員長より「議案第8号 伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「国において公立高等学校授業料等の不徴収等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うため、伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第8号」を原案のとおり可決。

質疑応答

木下教育長 これは国の制度変更に伴っての改正。

太田部長 1点補足。実は今日の昼頃まで、法制課と細かい文言の調整をしていたため、最終的に更に細かい文言の変更があるかもしれない。もし、変更があれば来週の協議会で変更点のみお示しする。

滝内委員長 そちらについても、事務局に一任してよろしいですね。

(7) 議案第9号の審議（日程第5）

滝内委員長より「議案第9号 伊丹市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「地方分権一括法の公布による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を新たに定めるため、伊丹市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ようとするものです。」との説明がなされ、生涯学習部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第9号」を原案のとおり可決。

質疑応答

滝内委員長 第2条に規定しています（1）から（5）の区分ですが、現状の委員構成でもすべて満たしているのか。特に学識経験者について、現状でも満たしているのでしょうか。

小長谷副参事 現在の委嘱基準は、学校教育関係者5名、社会教育関係者5名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者3名となっており、基準を満たしている。なお、家庭教育の向上に資する活動を行う者にあたる2名を、現在は市民公募としているが、今回の改正が認めら

れたら、新たに市民という基準でもって採用する。

滝内委員長 きっちり備えてもらっているので、条例改正にも対応できることがわかった。

(8) 議案第10号の審議(日程第6)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第10号 平成25年度伊丹市私立大学等入学支度金借受人を決定することについて」を可決。

(9) 閉会宣言

滝内委員長 (午後3時28分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長

滝内 秀昭

伊丹市教育長

木下 誠